

資金繰り円滑化借換保証制度

(後付けの「公的資金情報」)

以前、本レポートと一緒に月1回の間隔で「公的資金情報」と題したものを発信していた。購読者である中小企業が利用できそうな政府系金融機関や保証協会扱いの新融資制度や各種公的機関の助成金制度の紹介がその主たる内容であったが、もう3年くらいになるだろうか「公的資金情報」発信を止めにした。

止めた理由の一つには、提供に値するような情報が見当たらなくなったことがある。しかしそれ以上に、「公的なもの」に対して感じてしまう厭らしさを私自身が制御できなくなったことが大きな理由だった。

本当に利用者のことを考えて制度ができているのだろうか？ 本当に中小企業のために制度を作ったのだろうか？ 本当にやる気があって制度を作ったのだろうか？ 本当に目的は違うのではないだろうか？ 本当に.....？

調べたり担当と折衝する内に、どうしてもこのような感覚が湧いてくるのを禁じえなかった。それだったら止めてしまえとなった訳だが、ただ心のどこかに、購読者に役立つ情報発信は続けた方がいいという思いも消えなかった。

弁解がましいことを書いたが、今月10日スタートした「資金繰り円滑化借換保証制度」(略称：借換保証)という「公的」新制度については、購読者のためにどうしても説明しなければならぬと思った。だから今回は形を変えた「公的資金情報」となる。ご理解いただきたい。

【本制度の目的】

保証付借入金の期間延長や複数の保証付借入金の本化により、月々の返済額を軽減し、以って中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

【セーフティネット保証の対象か否か】

まず、セーフティネット保証の要件に該当するかどうかによって利用できる制度が異なるので、それを調べる必要がある。

セーフティネット保証は、1号：連鎖倒産防止、2号：取引先企業のリストラ等の事業活動制限、5号：業況の悪化している業種、7号：金融機関の経営の相当程度合理化に伴う金融取引の調整、

等(詳しくは照会下さい)だが、それに該当し且つ市町村長の認定を受けた中小企業者がセーフティネット保証対象者で保証限度額が別枠扱い(無担保8,000万円)となる。

【セーフティネット保証対象者制度概要】

特別保証借換

- ・セーフティネット保証(別枠)で借換可(保証条件：()事業計画書(様式あり)、()保証期間原則10年(一般保証との一本化不可)
- 一般保証・セーフティネット保証借換
- ・セーフティネット保証(別枠)で借換可
- ・一般保証とセーフティネット保証を一本化しての借換も可
- ・追加融資(増額融資)可(保証条件：上記特別保証借換と同じ)

【セーフティネット保証非対象者制度概要】

特別保証借換

- ・一般保証(無担保8,000万円)で借換(注：増額及び一般保証との一本化は不可)(保証条件：保証期間原則10年)
- 一般保証・セーフティネット保証借換
- ・一般保証で借換
- ・追加融資(増額融資)可(保証条件：通常保証と同じ - 期間5年の制度融資であれば5年迄)

以上が「借換保証」の概要だがご理解いただけたらどうか。特別保証(例の5,000万円迄の金融安定化保証)、セーフティネット保証、一般保証が入り組んで少し複雑な制度となっているが、我が社がセーフティネット保証の対象となるかどうか、期間10年の対象となるかどうか、がポイントとなりそうだ。

今回の「期間10年」はそれまでの借入期間がリセットされ、出直しの10年となる。複数借入の本化と併用すれば月々の返済額がかなり軽減されるケースが出てくる。これは利益返済ができず資金繰りに苦しんでいる中小企業にとっては朗報に違いない。

この新制度は総合デフレ対策の一つとして出てきた。利用できる中小企業はドンドン利用すれば良いと思うが、「借入で問題は解決しない」ことだけは理解しておかなければならない。本制度は業績改善迄のつなぎ制度に過ぎない。